

## 2021（令和3）年度入試・A日程・出題趣旨及び採点基準

### ●憲法

本問の出題の趣旨は、政教分離原則について、判例・学説の概念を用いながら、適切な判断基準の設定と適用ができるかどうかを問うところにある。答案の採点に際しては、まずなによりも、憲法上の問題点（目的効果基準と総合衡量型基準の射程、政教分離の文脈における宗教団体性の認定等）を正確に特定することができるかどうか、評価の高低を分かち重要な基準となる。憲法上の問題点が正確に特定されたうえで、関連する判例・学説を適切に引照しながら、自分自身の見解を論理的に明快に展開できている答案については、高い評価が与えられる。

### ●民法

- 1 本問は、即時取得の成立(192条)および盗品の例外の場合(193条)について比較して論じることを求める問題である。
- 2 本問においては、Yが善意取得者である場合に、Yは果実収取権(189条1項)をもち、使用利益についてもこれに準じて考えることができる点を論ずる必要がある。
- 3 本問においては、Yは、Xに対して代価弁償請求権として100万円を請求することができ、その支払を受けるまでは目的物をXに返還する必要はない(194条)点を論ずる必要がある。

### ●刑法

(出題の趣旨)

Xの行為について、まず、Aを欺いて自動車に乗せたことにつき、監禁罪の成否が問題となる。その後、工事現場でAに暴行を加え、強いて性交した行為については、強制性交等罪が成立する。その後、犯行発覚を恐れ、Aを殺害しようとした行為については、殺人罪の成否が問題となる。なお、強制性交等致死罪は、性交等もしくは手段たる暴行、さらに、これらに随伴する行為から死亡結果が生ずることを要件とするが、判例・裁判例上、随伴行為とされるのは、強制わいせつ・性交後に逮捕されそうになり、逃走目的で暴行を加える事案である。本問の場合、口封じ目的で殺害に及んでいるため、随伴行為には当たらず、別途殺人未遂・既遂罪を検討するのが通常の見方であろう。殺人罪の成否については、まず、頸部絞扼という殺人の実行行為から直ちに死亡結果が生じず、その後、X自身によってなされた水中へAの身体を落とす行為によって生じた溺水が死因となっている点に着目する必要がある。このことから、因果関係（危険の現実化）について、事案に即して論ずる必要がある。さらに、Xが認識したA殺害の因果経過（頸部絞扼による死）と現に生じた因果経過（溺水）との間に齟齬があることから、因果関係の錯誤についても論ずる必要がある。Aの現金とクレジットカードを盗む行為については、Aが死亡したのは、水中に落とされてから

10分後で、Xが盗んだ時点ではまだ生存していたため、なお占有が失われていないのではないかが問題となる。Aの占有を肯定した場合には、客観的にはXの行為は窃盗罪に該当するが、X自身は、Aが死亡したのと考えて所持品を奪っているため、Xが主観面において認識している事実が何罪に該当するのかを検討する必要がある。殺害後、死亡直後に財物を窃取する行為については死者の占有を肯定するのが判例であるため、問題文のような事案においてもその射程が及ぶと考える場合には、Xの認識した事実は窃盗罪の構成要件に該当し、窃盗罪の故意を肯定する余地がある。死者の占有を否定する場合には、遺失物等横領罪の故意にとどまるため、抽象的事実の錯誤が論点となる。なお、他人名義のクレジットカードを使用してセルフ式ガソリンスタンドで給油する行為については、窃盗罪の成否を論ずる必要がある。

(採点の基準)

監禁罪の成否(5点)、強制性交等罪の成否(10点)、殺人罪における因果関係(20点)、因果関係の錯誤(10点)、被害者が死亡したと誤信した上で所持品を奪う行為と財産犯の成否(40点)、他人名義のクレジットカード使用と窃盗罪の成否(15点)。

#### ●民事訴訟法

IからIIIのいずれも、民事訴訟法の基本的な事項についての理解を問う問題である。

Iは、既判力の客観的範囲に関するものである。既判力が生じる判断は、原則として判決主文に包含される判断に限られるが、例外的に、相殺の抗弁についての理由中の判断には既判力が生じることについて、既判力が生じる訴求債権および反対債権の存否の判断を、金額まで特定して答えさせようとするものである。

IIは、訴えの提起の効果についての基本的な知識の確認を目的とする。

IIIは、確認の利益を判断する上での対象選択の適否、すなわち、確認の対象として選択した訴訟物が当事者間の現在の紛争を解決する上で適切であるかどうかという問題に関するものである。①過去の事実または法律関係は確認の対象として適切ではない理由の説明と、②例外的に確認の利益が認められる場合について、具体例を提示して説明することを求めている。

採点においては、標準的な教科書の記述を正確に理解しているかどうかを基準とし、誤字があれば減点の対象とする。

#### ●刑事訴訟法

I 配点30点。

強制採尿について必要とされる令状や記載要件等といった同分野における基本的知識、判例についての基本的理解を問うために出題した問題である。

II 配点20点。

1は、被疑者勾留の実体的要件、すなわち勾留の理由、勾留の必要性についての基本

的知識を問うために出題した問題である。条文を正確に指摘するとともに、勾留の必要性の判断基準についても言及することが求められる。

2は、刑事訴訟法上の諸制度について、被告人勾留が解かれる具体的場面といった側面からの理解を問うために出題した問題であり、制度及び条文の正確な指摘が求められる。刑事訴訟手続全体を横断的に理解することが重要である。

#### ●小論文

日本においてキャッシュレス決済が進んでいない理由を中国と比較しつつ論じた 3,000 字あまりの論稿を読み、その内容を正確に理解して分かりやすく文章に表現すること、具体例を挙げてその趣旨に沿った文章を展開すること、といった能力があるか否かを問うものである。

1は、「日本においてキャッシュレス決済が普及していない理由」について、「この文章の述べるところを分かりやすく説明」することを求めるものである。この文章に書かれていることが正確に示されているか、それらが分かりやすく整理して説明されているか、反対にこの文章には書かれていないことが書き加えられていないか、日本語として正確な表現がなされているか、といった観点から採点を行った。

2は、日本においてキャッシュレス決済が普及していくためには、どのようなマーケティング戦略が望ましいかについて、「この文章の趣旨に沿って可能な限り具体的に」述べることを求めるものである。この文章の趣旨を理解しているか、それに沿いつつ望ましい戦略について具体的に述べられているか、この文章の趣旨に沿わない内容が書き加えられていないか、日本語として正確な表現がなされているか、といった観点から採点を行った。

## 2021（令和3）年度入試・B日程・出題趣旨及び採点基準

### ●憲法

本問の出題の趣旨は、報道の自由と通信の秘密について、判例・学説の概念を用いながら、適切な判断基準の設定と適用ができるかどうかを問うところにある。答案の採点に際しては、まずなによりも、憲法上の問題点（報道の自由と通信の秘密の関係、通信の秘密侵害罪における正当業務行為等）を正確に特定することができるかどうか、評価の高低を分かち重要な基準となる。憲法上の問題点が正確に特定されたうえで、関連する判例・学説を適切に引照しながら、自分自身の見解を論理的に明快に展開できている答案については、高い評価が与えられる。

### ●民法

問1 Aの責任能力の有無に触れつつ、監督者責任及び一般不法行為の成否について適切に論じられているかを考慮した。

問2 債務不履行・共同不法行為等の成否につき適切に論じられているかという点、及び、賠償の範囲等につき、理論的な整理の仕方も含め、適切に論じられているかという点を考慮した。

### ●刑法

（出題の趣旨）

本問は事後強盗（致傷）罪およびその共犯関係について理解を問う問題である。まず、Xについては、住居侵入罪、窃盗既遂罪が成立する。その上で、一旦、A宅を出た後、再度、YとともにA宅に戻り、再度A宅に侵入したものの、警察官に発見されたため、逮捕を免れるためにBに暴行を加え、傷害を負わせた行為について、事後強盗致傷罪の共同正犯が成立するかを論ずる必要がある（窃盗の機会の継続、暴行・脅迫該当性、さらに、窃盗犯人ではないYについて事後強盗罪の共同正犯が成立するかについて論じなければならない）。なお、X・Yは、財物をさらに盗むためにA宅に侵入していることから、窃盗未遂を肯定できれば、X・Yについて事後強盗罪が成立することに問題はない。しかし、住居侵入窃盗における窃盗罪の実行の着手時期について、判例が採用する物色説によれば、住居に入っただけで着手を認めることはできない。この点にも触れる必要がある。

（採点の基準）

住居侵入罪について10点、窃盗既遂罪について10点、事後強盗罪における窃盗の意議（実行の着手を含む）について10点、窃盗の機会継続要件について20点、暴行・脅迫該当性について20点、事後強盗の共犯について20点、X・Yの共謀について10点。

## ●民事訴訟法

法科大学院既修者としての学修に必要な基本的事項の理解を問うものである。具体的には、問Ⅰは、訴訟要件、将来の給付の訴えについての訴えの利益についての基本的知識を確認する問題で、継続的不法行為に基づいて将来発生する損害賠償請求権が訴求された大阪国際空港事件における最高裁判決の理解を重点的に問おうとするものである。問Ⅱは、法定訴訟担当であって民法または会社法に規定されているものの具体例及び条文をあげられるかどうかを確認する問題である。問Ⅲは、弁論主義と対立する概念である職権探知主義の規律の内容を確認する問題である。なお、解答に誤字があれば、減点する。

## ●刑事訴訟法

### Ⅰ 配点30点。

訴因や訴因変更についての基本的理解、これらの事項と訴因変更命令や検察官の積明等との関係性についての理解を問うために出題した問題である。同分野における重要判例についての理解も問われるところである。

### Ⅱ 配点20点。

1は、実務上当然に認められている被疑者の取調べ受忍義務についての基本的な理解を問うために出題した問題であり、関連条文を指摘するとともに、その内容について正確に記述することが求められる。

2は、刑事訴訟法上重要な法則の一つである補強法則についての基本的な理解を問うために出題した問題であり、補強証拠が必要とされる理由及びその範囲について正確に記述することが求められる。

## ●小論文

### (出題の趣旨)

資料を読んで、論理や比喩を理解する力を試すもの。また、資料が取り上げた問題についての自分の意見を論理的に述べる力を試すもの。

### (採点の基準)

資料を読んで、そこでの論理や比喩的用語を理解しているか。なお、推測する部分については、正しく当てている必要はなく、論理的な推測ができているかによって採点する。

自分の意見を論理的に述べているか。

●憲法

本問は、国家公務員の政治的行為の制限をめぐる憲法上の問題点を問うものである。国家公務員法 102 条 1 項及び人事院規則 14-7 は国家公務員の政治的行為を広範にわたって制限しており、これが憲法 21 条、31 条に違反しないかが争われてきた。現在、これを合憲とするのが最高裁判所の判例の立場であるが、そのような判例を前提としつつも、具体的な事案に応じてその後の最高裁判所や下級審裁判所の処理の仕方は一様ではない。本問に解答するにあたっては、これらの判例・裁判例のあり方をも踏まえて、事案に即した検討を行うことが望まれる。

採点については、国家公務員の政治的行為の制限にかかる法制度の理解ができているかどうか（20 点）、上記の判例・裁判例のあり方を適切に踏まえているかどうか（30 点）、以上を前提として論理的に自己の見解を展開できているかどうか（50 点）、を指標とする。

●民法

「～はできるか」「～はどうなるか」という形で法知識の操作能力を問うのではなく、「～はなぜか」という形で法知識の根拠づけを問う。

(1) 債権の譲渡可能性に関する問題。譲渡性の否定から肯定へと変化が生じてきた理由を適切に説明できるかどうかを問う。考え方の変化だけでなく実態の変化（金銭債権の果たす社会的役割の増大など）にも目配りができているもの、設問の前半・後半を関連付けて考えられているもの（かつての原則が今日では例外になっている）などを高く評価する。

(2) 将来債権譲渡の可能性に関する問題。限定的な承認から原則的な承認への変化をふまえて、認められる理由を論ずることができるか、また、対抗要件について適切に理解しているかを問う。登記制度のあり方が、現存しない権利についての対抗可能性に影響を及ぼしていることまで意識に登れば申し分ない。

●刑法

（出題の趣旨）

X については、まず、文書作成の事実に対して、刑法 159 条の適用が問題となり、有形偽造の成否が特に問題となる。参考判例として、最決平成 5・10・5 がある。また、最終的に、脅迫的な言辞を用いているので、権利行使と恐喝罪の問題にも言及しなければならない。

Y については、X の弁護士法違反教唆ないし共謀について、必要的共犯の問題が生じる。参考判例として、最判昭和 43・12・24 がある。さらに、X について恐喝罪ないし脅迫罪が成立すると解した場合、その共犯、とくに、脅しの程度について故意の範囲が問題となる。

(採点の基準)

Xについての159条の成否(25点)、権利行使と恐喝罪(25点)、Yについての必要的共犯の問題(25点)、共犯の故意・錯誤(25点)。

#### ●民事訴訟法

法科大学院での学修に必要な基本的事項(和解手続, 弁論準備手続, 既判力)の理解を問う。問Ⅰは, 和解の勧誘をする裁判官と判決を言い渡す裁判官とが一致する現行制度の下における心証開示と和解進行のあり方に関する文章を題材として, 民事訴訟法上の基本概念を把握しているかを語句補充形式の形で問うとともに, 必要に応じて民事訴訟法の該当条文を確認できるかを問うている。問Ⅱは, 弁論準備手続を題材として民事訴訟法全般における訴訟行為の種類に対する知識がどの程度あるか, または, 同知識が多少不十分であったとしても, 適宜, 民事訴訟法170条や171条を参照して必要な情報を抽出・整理する条文読解能力があるかを問うている。問Ⅲは, 既判力の作用を題材として, 抽象概念を具体的事案のもとで適用することができるかを問うとともに, 論理的な文章表現力が備わっているかを評価する(誤字・文法の誤りがある場合は減点する)。

#### ●刑事訴訟法

##### I 配点30点。

公判前整理手続と主張制限についての判例の考え方について, 同手続の趣旨を中心に, 同手続や関連条文についての基本的知識とその理解を問うために出題した問題である。主張制限と立証制限の違いを正確に理解することが求められる。

##### II 配点20点。

1は, 刑事訴訟法上重要な原則の一つである事件単位の原則に関し, その意義や根拠といった基本的な内容を正確に記述できるかを問うために出題した問題である。

2は, 重要な判例が複数ある接見指定制度について, その制度趣旨を問うとともに, 接見指定が許される場合とはいかなる場合かといった具体的適用場面をも問うことによって, 同制度を正確に理解しているかを問うために出題したもので, 判例の示した基準や具体的場面に言及すべき問題である。

#### ●小論文

(出題の趣旨)

オリンピックの歴史上の変化について具体的に書いた文章を素材として, そこで扱われている主題及び各大会にみられる共通点や相違点, 変化の方向性について理解できているかを問う出題である。近時の大きな社会的イベントについて, 日常的にどこまで問題関心をもって接しているかを見ることとした。

(採点の基準)

高邁な理念、現実の乖離、偽善、人類の共通の遺産といった抽象的な表現に関し、その内容を正確に理解した上で、自己の言葉で平易に具体例に則して説明することができるかに着目して採点した。社会的な出来事に関して、抽象度の高い文書に直面しても自力で読み解くことのできる能力を有していること、その内容を具体的にこなれた日本語で表現できる能力を備えていることに着目することで、法科大学院における学習に耐えうる基礎能力を測ることとした。

## 2021（令和3）年度入試・D日程・出題趣旨及び採点基準

### ●憲法

本問は、嫡出否認の訴えの提起を子の父（子の母の夫）のみに認めている民法の規定が憲法に違反するかどうか、仮に違反するとすれば立法不作為は国家賠償法上も違法の評価を受けるかどうかを問うものである。前段については、憲法14条1項、24条1項適合性の問題であり、判断枠組みを明示しつつ各自の見解を示すことが期待される。また、後段については、立法不作為の違憲と国家賠償法上の違法との区別が論点となる。仮に合憲の判断を下すとしても、後段の論点についても自身の考えを述べるべきであろう。

採点については、憲法14条1項、24条1項の意味とその適合性の判断枠組みを明示した上で本設問の事案に即した憲法判断が適切になされているかどうか（70点）、立法不作為の違憲と国家賠償法上の違法との区別の論点が論じられているかどうか（30点）、を指標とする。

### ●民法

Bの主張のうち法的な意義を有するものを取り出していくと、まず、債権譲渡禁止の合意があったというものが考えられるが、譲渡制限の合意は善意無過失のCに対抗できない。次に、Bは本件契約を解除することによって、Cへの支払いを拒絶することを主張しているとも考えられる。そこで、Bの言い分から、本件契約の解除原因となるような事実を見いだせるかが問題となる。Bの言い分を適切に解釈し、法律上の根拠を示して論評ができるかを問うものであり、どのような結論を導くかは必ずしも重要ではない。

### ●刑法

（出題の趣旨）

本問は、特殊詐欺（オレオレ詐欺）において、刑法解釈論上問題となる点についての理解を問うものである。Xについては、前半が、詐欺既遂、後半が詐欺未遂の成否の問題となる。詐欺未遂については、不能犯の理解が問われることになる。YZについては、承継的共同正犯が問題となる。さらに、共謀の成否や故意の点も問題となる。参考判例として、最決平成29・12・11、最判令和元・9・27、最判平成30・12・11など。

（採点の基準）

Xの罪責について30点。Yの罪責について30点。Zの罪責について40点。

### ●民事訴訟法

民事訴訟法の基本的な事項に関する知識を確認することが、出題の目的である。問Iは、既判力に関する基本的な理解を問い、最高裁判所の判決文（最高裁昭和55年10月23日判決・民集第34巻5号747頁）を素材として、理解の正確さを評価する。なお、

判決文が使用したとおりの語句を解答しない場合であっても、適切な語句を解答した場合には、相当の評価をする。問Ⅱは、時機に後れた攻撃防御方法の却下に関する基本的な理解を問い、民事訴訟法157条1項が設けられた理由について、理解の正確さ及び表現の的確さを評価する。当事者に対し攻撃防御方法を訴訟の進行状況に応じ適切な時期に提出することを求める適時提出主義（民事訴訟法156条）との関係についても論じることが求められる。問Ⅲは、証拠共通の原則について基本的な理解を問い、理解の正確さ、表現の的確さを評価する。なお、誤字があれば減点する。

## ●刑事訴訟法

### I 配点30点。

刑事訴訟法上、特に捜査段階において様々な場面でなされる写真撮影の違いについて正確な理解をしているかを問うために出題した問題である。具体的適用場面について、判例の正確な理解も問われるところである。

### II 配点20点。

1は、科学的証拠の中でも近時実務上重要視されているDNA型鑑定について、判例の考え方を理解しているかを問うために出題した問題である。

2は、審判の対象に関する「訴因」と「公訴事実」という同分野において基本的な部類に属する知識について正確に理解できているかを問うために出題した問題である。行数が限られているため、簡潔に説明する必要がある。

## ●小論文

### （出題の趣旨）

常日頃から歴史、政治、権力、体制変換など、社会科学について関心を持って読書に努めているかを問う出題である。民主化運動を導いた抽象度の高い著作を素材として、そこで説かれている内容について、具体的な形で理解することができるか、理解したことを自分の言葉で表現することができるかに着目した。政治学や民主化運動などに関しての事前知識を問う趣旨では決してない。「硬い文章」についても、対応できるだけの基礎的な読解能力・表現能力を見ることに重点を置いた。

### （採点の基準）

抽象的な文章の内容を具体的に把握して、表現することができるかに着目して採点した。特に、青果店店主のような市民の側から体制に自発的に奉仕していくことで、市民の側もまた体制に協力しているといった著者の視点が理解できているか、そうしたシステムの構造を規則といった用語で表していること、市民の自発的参加が重要であることなどを的確に理解できているかに着目した。そうしたシステムの内と外に関して、嘘の生、真実の生といった表現を用いている点について理解を問うとともに、時代と場所は異なるが、現代日本社会に対する洞察力を合わせて測ることとした。

●憲法

本問は、司法権の限界を画する事項としてしばしば論及される「統治行為」（判例のいう「直接国家統治の基本に関する高度に政治性のある国家行為」がそれに当たるとされている）と「自律的な団体の純粋な内部事項」の異同を問うものである。どちらも司法権の限界を論じる際に引き合いに出され、実質的には同じ性質のものであると説明されることが多いが、判例における論理構成は微妙に異なっている。判例の立場に言及しつつ、各自の見解を明確に示すことが望まれる。

採点については、いわゆる「統治行為」と「自律的な団体の純粋な内部事項」に関する判例の論理構成を正確に踏まえているかどうか（50点）、そのことを前提として両者の異同を正確に論じているかどうか（50点）、を指標とする。

●民法

（出題の趣旨）

1. わが国では他人物売買は有効とされているが、その理解を問う出題。
2. 他人物売買について、本人が追認したときの法律関係について問う出題。
3. 無権代理人に対して、顕名の事実を主張しないで、契約の履行を求めるということが何を意味しているのかを問う出題。

（採点の基準）

1. ①他人物売買が有効であることを前提とする条文（民法 561 条）を摘示しているか、②他人物売買が有効といっても真の権利者が権利の移転に応じなければ売主の財産権は移転することはできないということを理解しているか、など。③なお、比較法的な視点（売買は目的物の所有権を即時に移転するものでなければならないというフランス民法のような考え方など）について触れていれば加点する。
2. 通説・判例によれば、①甲の所有権は B を介することなく A から C に移転するが、②債権債務関係は BC 間で生じるとどまる。この 2 つの点に関する自分の見解をきちんと述べているか、など。③なお、BC 間の売買契約前に A が甲の処分を許していた処分授権の場合との比較などがされていれば加点する。
3. ①顕名の事実を相手方 C が主張しないことが何を意味しているのか（C は無権代理人 B に対して 117 条 1 項の責任を追及しているのではなく、B を契約当事者とする契約の履行を求めている）、②B は何を抗弁しうるのか（顕名の事実を挙げれば B は免責されると解するか、それとも顕名の事実に加え本人 A の追認の事実まで主張立証する必要があるか）など。③なお、意思表示の効果は表示をした者とこれを受領した者との間に生じるのが原則であるところ、顕名はこの考え方の例外をもたらすものであるなど、顕名の意義を深く論じている答案は加点する。また、C が無権代理人の責任を追及して

いるというふうに出発点を誤って書いている答案には、得点を与えない。

## ●刑法

(出題の趣旨)

Xについて、まず、会社の金員について、業務上横領罪の成否が問題となる。他人の財物を占有していたといえるかが、問題のポイントである。参考判例として、広島高判昭和56・6・15などがある。次に、小切手の発行について、有価証券偽造罪の成否が問題となる。参考判例として、大連判大正11・10・20がある。Yについては、業務上横領罪(など)に対する共犯が問題となり、65条の適用が問題となる。

(採点の基準)

Xの業務上横領罪について、30点。有価証券偽造罪の成否について、30点。Yに対する65条の適用について40点。

## ●民事訴訟法

法科大学院既修者としての学修に必要な基本的事項についての理解を問うものである。

Iは、証明妨害に関する問題である。証明責任を負わない当事者の証明妨害行為によって、証明責任を負う当事者が受ける不利益な事態を回避するために、訴訟上の信義則などを根拠として不利益を受ける当事者に有利な調整を図る理論の理解を確認するものである。

IIは、実務上よく利用されている陳述書に関する問題である。陳述書が有する証拠開示機能を前提として、証言予定事項の予告機能、尋問対象事項の理解補充機能、効果的な人証調べの実現を可能とする尋問補充機能などについての理解を確認するものである。

IIIは、形成の訴えの特徴に関する問題である。具体例を挙げつつ、裁判所が権利関係の変動要件の存在を認定し、権利関係の変動を宣言する判決の確定によって、初めて権利関係の変動が生ずるという形成の訴えについての理解を確認するものである。

採点にあたっては、標準的な教科書の記述を正確に理解しているかどうかを基準とし、誤字については減点の対象とした。

## ●刑事訴訟法

I 配点30点。

通常逮捕及び緊急逮捕を中心に、逮捕・勾留手続に関する基本的知識を問うために出題した問題である。条文の文言の意義をしっかりと理解しておく必要があるということを確認してもらうための出題でもある。

II 配点20点。

1は、違法収集証拠についての判例の考え方について、判断基準が何かといった側面から、その基本的理解を問うために出題した問題である。最高裁が示した言い回しについても正確に理解しておく必要があるところである。

2は、厳格な証明と自由な証明の違いに関する基本的知識を問うために出題した問題である。両者がどういった関係に立つのかを簡潔に示してもらいたかったところである。

●小論文

(出題の趣旨)

新聞の社説を読んで、その趣旨を理解する力を試すもの。また、そこで取り上げた問題についての自分の意見を論理的に述べる力を試すもの。

(採点の基準)

資料を読んで、その趣旨を理解しているか。なお、タイトルの一部を推測する部分については、正しく当てている必要はなく、論理的な推測ができているかによって採点する。

自分の意見を論理的に述べることができているか。